

<報道発表資料>

(府同時)

令和8年7月21日

京都市保健福祉局動物愛護センター

令和8年度「猫の見学会&ミニセミナー」の開催

京都市と京都府が共同で設置運営している京都動物愛護センター（愛称：動物愛ランド・京都）では、京都動物愛護憲章の理念に基づき、保護した犬猫の適切な譲渡事業を推進しています。

この度、保護猫の譲渡を更に促進するために、猫との暮らしを検討されている方や、猫の飼い方を学びたい方を対象に、「猫の見学会&ミニセミナー」を開催します。

【イベントの概要】

- 日時 令和8年8月8日（土） 午後1時～午後3時
ミニセミナーと見学会を1セットとして、各回30分ずつ計4回開催（各回の内容は同じ）
※ 動物愛護センターにおける猫の保護頭数と譲渡希望件数を踏まえ、今後にも必要に応じて同様の事業を開催します。
- 場所 京都動物愛護センター（〒601-8103 京都市南区上鳥羽仏現寺町11番地）



(アクセス)

- 近鉄京都線十条駅から歩いて約5分
- 京都市営地下鉄烏丸線十条駅から歩いて約15分
- 無料の駐車場はありません。

- 対象 京都府在住の方
- 定員 各回20名程度
- 参加費 無料
- 申込・予約 不要
- 内容 ①ミニセミナー（当センターで保護される猫の現状、猫の飼い方、譲渡制度についての解説）
②見学会（猫の譲渡室の御見学）
③譲渡申込書記入（希望者のみ）
譲渡要件を満たす方で猫の譲渡を希望される方は、譲渡申込書を御記入ください。
- 注意事項
猫をお譲りするにあたっては、いくつかの条件があるため、見学会当日に猫をお譲りすることはできません。譲渡要件や譲渡の流れについては、当センターのホームページを御確認ください。<https://kyoto-ani-love.com/information/owner/>
当センターには、既に譲渡が決まっている、又は手続中の猫がいます。また、譲渡申込をいただいた場合であっても、猫を御紹介するまでの間に、他の方への譲渡が決まる場合がありますので、予め御了承ください。

<お問い合わせ先> 京都動物愛護センター

TEL: 075-671-0336

※ 受付時間：午前9時～午後5時（休所日（毎週木曜日、木曜日が祝日の場合は翌平日）を除く。）

【参考】京都動物愛護憲章について

京都市と京都府は、全国の自治体として初めて、動物愛護に関連する憲章を平成26年12月12日に共同で制定しました。

【京都動物愛護憲章】

わたくしたちは、ここ京都で、四季のうつろいを感じながら、いきものと関わり、その命を尊ぶわが国ならではの暮らしのかたちを千年以上の永きにわたってつむいできました。そして、わたくしたちは、さらに進んで、ここ京都を人と動物が共に暮らすうるおいのある豊かなまちにすることを目指します。

わたくしたちと同じようにかけがえのない命を持ち、わたくしたちの身近なところで共に生きている動物との関わりについて、わたくしたち一人ひとりが自ら考え、行動するためにこの憲章を定めます。

わたくしたちは、

1. 動物を思いやりましょう。
1. 動物のことを学びましょう。
1. 動物との正しい関わりを考えましょう。
1. 動物との絆を最後まで大切にしましょう。
1. 人にも動物にも心地よいまちをつくりましょう。